

精神障がい者（児）の方への

# 精神保健福祉ハンドブック



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

※ 海老名市では、こころのバリアフリーの一環として「障害」を「障がい」にひらがな表記しております。

## 「ともに認め合うまち・海老名宣言」制定の経緯

海老名市では、平成15年度から障がいについて正しく理解し、誰もが安心してその人らしく暮らせるまちづくりをめざした普及啓発活動として「海老名市こころのバリアフリー事業」を実行委員会を組織して取り組んでいます。

その中、平成28年7月26日に障がい者支援施設「神奈川県立津久井やまゆり園」にて、障がい者に対する偏見や差別的思考に基づく凄惨な殺傷事件が起りました。

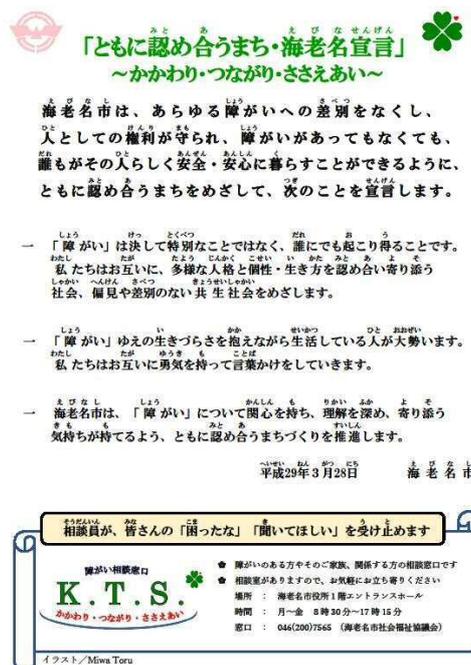
人としての尊厳が軽んじられ、尊い命が奪われたことに対する深い悲しみと共に、障がいへの差別をなくすための活動の強化を再認識し、平成29年3月に、「ともに認め合うまち・海老名宣言」を策定いたしました。

この宣言は、障がいのあらゆる差別をなくし、人々が互いに認め合い、支えあうことの大切さを市民と共有することを目的としています。

○「ともに認め合うまち・海老名宣言」（毛筆版）は、市役所1階南側入り口の壁に掲示しています。

○リーフレットは障がい福祉課窓口、相談窓口「K.T.S.」等で配布しています。

○「海老名市こころのバリアフリー事業」は、講演会活動、キャンペーン活動など、年間を通して実施しています。



**「ともに認め合うまち・海老名宣言」**  
～かかわり・つながり・ささえあい～

海老名市は、あらゆる障がいへの差別をなくし、人としての権利が守られ、障がいがあってもなくても、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、ともに認め合うまちをめざして、次のことを宣言します。

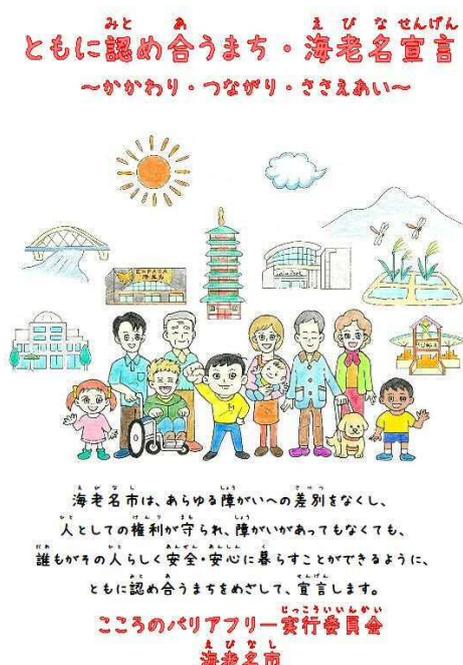
- 「障がい」は決して特別なことではなく、誰にでも起こり得ることです。私たちはお互いに、多様な人格と個性・生き方を認め合い寄り添う社会、偏見や差別のない共生社会をめざします。
- 「障がい」ゆえの生きづらさを抱えながら生活している方が大勢います。私たちはお互いに勇気を持って言葉かけをしていきます。
- 海老名市は、「障がい」について関心を持ち、理解を深め、寄り添う気持ちを持つよう、ともに認め合うまちづくりを推進します。

平成29年3月28日 海老名市

相談窓口  
**K.T.S.**  
かかわり・つながり・ささえあい

●障がいのある方やそのご家族、関係する方の相談窓口です  
●相談室がありますので、お気軽にお立ち寄りください  
場所：海老名市役所1階エントランスホール  
時間：月～金 9時30分～17時15分  
窓口：044(200)7565（海老名市社会福祉協議会）

イラスト/Miwa Toru



**「ともに認め合うまち・海老名宣言」**  
～かかわり・つながり・ささえあい～

海老名市は、あらゆる障がいへの差別をなくし、人としての権利が守られ、障がいがあってもなくても、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、ともに認め合うまちをめざして、宣言します。

**こころのバリアフリー実行委員会**  
海老名市



# 「ともに認め合うまち・海老名宣言」

～かかわり・つながり・ささえあい～

海老名市は、あらゆる障がいへの差別をなくし、人としての権利が守られ、障がいがあってもなくても、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、ともに認め合うまちをめざして、次のことを宣言します。

- 一 「障がい」は決して特別なことではなく、誰にでも起こり得ることです。私たちはお互いに、多様な人格と個性・生き方を認め合い寄り添う社会、偏見や差別のない共生社会をめざします。
- 一 「障がい」ゆえの生きづらさを抱えながら生活している人が大勢います。私たちはお互いに勇気を持って言葉かけをしていきます。
- 一 海老名市は、「障がい」について関心を持ち、理解を深め、寄り添う気持ちが持てるよう、ともに認め合うまちづくりを推進します。

平成 29 年 3 月 28 日

海 老 名 市



メ モ



海老名市イメージキャラクター えび～にゃ

## 申請・届出・証明発行の事前入力のご案内（スマート窓口）

~~~~~

スマートフォン、パソコン、タブレット等でスマート窓口にアクセスし、氏名、住所などの情報を事前に入力すると、窓口での受付時にその情報が反映されるので手書きの手間が省略できます。

※スマート窓口で事前入力しただけでは手続きは完了いたしません。必ず発行される QR コードをお持ちの上窓口にご来庁ください。



（スマート窓口）

※本ハンドブックでは、スマート窓口に対応している手続きに《スマート窓口》と記載しております。

# 目 次

## 1 相談窓口

|                          |   |
|--------------------------|---|
| ① 障がい福祉課                 | 1 |
| ② 厚木保健福祉事務所保健予防課         | 1 |
| ③ 地域活動支援センター「結夢」         | 1 |
| ④ 相談支援事業所「びーな'S」「結夢+」    | 2 |
| ⑤ 障がい相談窓口「K. T. S.」      | 2 |
| ⑥ 障がい児・者のためのみんなの相談室      | 3 |
| ⑦ 神奈川県社会福祉協議会            | 3 |
| ⑧ 海老名あんしんセンター            | 3 |
| ⑨ えびな成年後見・総合相談センター       | 3 |
| ⑩ 神奈川県精神保健福祉センター         | 4 |
| ⑪ いのちの電話                 | 5 |
| ⑫ 健康推進課                  | 5 |
| ⑬ びなウェル (Ebina Wellness) | 5 |
| ⑭ えびな24時間健康相談ダイヤル        | 5 |
| ⑮ 教育支援センター (えびりーぶ)       | 5 |
| ⑯ 海老名消費生活センター            | 5 |

## 2 精神障害者保健福祉手帳

## 3 医療

|                     |     |
|---------------------|-----|
| ① 自立支援医療受給者証 (精神通院) | 8～9 |
| ② 障がい者医療費助成制度       | 10  |
| ③ デイケア              | 11  |
| ④ 訪問看護ステーション        | 10  |

## 4 精神障がい者 (児) のサービス

|                        |       |
|------------------------|-------|
| ① 障害者総合支援法に基づくサービスについて | 12    |
| ② 「介護給付」、「訓練等給付」について   | 12～13 |
| ③ 障がい福祉サービスの支給決定について   | 13    |
| ④ 障がい支援区分について          | 14    |
| ⑤ 海老名市地域生活支援事業について     | 15～16 |
| ⑥ その他のサービスについて         | 17    |

## 5 社会復帰と自立のための制度案内

|   |                   |       |
|---|-------------------|-------|
| ① | デイケア              | 18    |
| ② | 障がい者支援施設          | 18    |
| ③ | 就労継続支援・就労移行支援事業所  | 19～20 |
| ④ | 雇用促進奨励補助金の交付      | 19    |
| ⑤ | 就労したいとき利用できる機関と制度 | 20    |

## 6 経済的援助制度

|   |                |    |
|---|----------------|----|
| ① | 障害年金           | 21 |
| ② | 特別障害給付金        | 21 |
| ③ | 生活保護           | 22 |
| ④ | 入院医療援護金制度      | 22 |
| ⑤ | 特別障害者手当        | 22 |
| ⑥ | 障害児福祉手当        | 23 |
| ⑦ | 神奈川県在宅重度障害者等手当 | 24 |
| ⑧ | 海老名市障がい者福祉手当   | 25 |
| ⑨ | 心身障害者扶養共済制度    | 25 |

## 7 交通

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| ① | 福祉タクシー券の交付               | 26 |
| ② | タクシー運賃の割引                | 26 |
| ③ | 施設通所交通費の助成               | 27 |
| ④ | 駐車禁止除外標章の交付              | 27 |
| ⑤ | 航空旅客運賃・フェリー等運賃の割引        | 27 |
| ⑥ | 福祉有償運送サービス               | 28 |
| ⑦ | You Bus（コミュニティバス等）の運賃の割引 | 28 |

## 8 税・使用料の免除

|   |                   |       |
|---|-------------------|-------|
| ① | 自動車税・自動車取得税の免除    | 29～30 |
| ② | 軽自動車税の免除          | 30    |
| ③ | 家庭系ごみ指定収集袋の減免     | 31    |
| ④ | 市営有料自転車等駐車場使用料の割引 | 31    |
| ⑤ | 市営駐車場の割引          | 31    |
| ⑥ | 公共施設附帯駐車場の減免      | 31    |

|                                                  |       |
|--------------------------------------------------|-------|
| ⑦ NTT 番号案内料金の免除                                  | 32    |
| ⑧ 携帯電話基本使用料金等の割引                                 | 32    |
| ⑨ NHK 放送受信料の減免                                   | 32    |
| ⑩ 水道料金の減免                                        | 33    |
| <b>9 関係団体</b>                                    | 34～36 |
| <b>10 その他</b>                                    |       |
| ① 福祉避難所                                          | 37    |
| ② 要援護者ベスト                                        | 37    |
| ③ ヘルプマーク                                         | 38    |
| ④ 避難行動要支援者名簿                                     | 38    |
| <b>11 精神障害者保健福祉手帳による割引施設</b>                     | 39～42 |
| <b>12 精神障害者保健福祉手帳で受けられるその他優遇制度</b>               | 43    |
| <b>13 制度早見表</b>                                  | 44    |
| <b>14 市内の医療・福祉事業所一覧（訪問看護、共同生活援助、就労継続・就労移行支援）</b> | 45～48 |

メ モ



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ



④ **相談支援事業所「びーな'S」**

**相談支援事業所「結夢<sup>ゆうむぶらす</sup>+**

- ・精神障がい、知的障がい、発達障がいのある方及びそのご家族を対象に相談支援を行います。
- ・相談には相談支援専門員が応じます。海老名市にお住まいの方であれば、どなたでも利用できます。まずはお電話をください。その後来所していただき、登録面接のあとに、利用開始（サービス提供）となります。利用料は無料です。

○ 相談支援事業所「びーな'S」

〒 243-0422 海老名市中新田 3 8 3 - 1 わかば会館 2F

**☎ 046-292-1122 / 090-7716-8680**

**FAX 046-233-0022**

ホームページ <http://business4.plala.or.jp/vinal>

※ 開所時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※ 開所日 月 ~ 土曜日

○ 相談支援事業所「結夢<sup>ゆうむぶらす</sup>+

〒 243-0431 海老名市上今泉 6 - 1 1 - 2 0 (海老名市障害者支援センターあきば内)

**☎ 046-240-9751 FAX 046-240-0768**

※ 開所時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

※ 開所日 月 ~ 金曜日

⑤ **傾聴相談窓口「K. T. S.」**

※ 市役所 1 階に傾聴相談窓口を開設しています。

- ・障がいのある方やご家族の相談窓口です。
- ・相談員が、みなさんの「困ったな」「聞いてほしい」を受け止めます。
- ・相談室がありますので、お気軽にお立ち寄りください。
- ・開所日 月 ~ 金曜日 (祝・休日・年末年始は除く)
- ・開設時間 9 : 00 ~ 16 : 00

※毎月第3水(精神)・第3木(精神)・第3金(肢体不自由)の13:00~16:00は当事者によるピアカウンセリング相談あり

〒 243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所内

**☎ 046-200-7565**

⑥ **障がい児・者のためのみんなの相談室**

海老名市社会福祉協議会では、障がい児・者のための相談窓口を開設しています（予約優先）。

- ・「くらし」「しごと」「こころ」の悩みについて、専門相談員が相談をお受けします。
- ・障がい者手帳の有無は問いません。
- ・開所日 月～金曜日（祝・休日・年末年始は除く）
- ・開設時間 9：00～17：00

〒 243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市障がい者サポートセンター（海老名市役所内）  
☎ 046-244-3950

⑦ **神奈川県社会福祉協議会**

市町村の地域相談機関等が受けた障がい者や高齢者の権利擁護に関する困難事例のケース会議等に弁護士等の専門職を派遣します。また、成年後見に関する相談に応じます。（相談内容によっては、弁護士等の専門職が相談に応じます。）

〔対 象〕 （権利擁護相談） 市町村の相談機関等  
（成年後見相談） 市町村の相談機関等、障がいのある方・家族等

〔問 い 合 わ せ 窓 口〕

〒221-0844 横浜市神奈川区反町3丁目17-2

☎ 045-311-8873

⑧ **海老名あんしんセンター**

判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理をすることが本人のみでは困難な障がい者等に対して、金銭管理などのサービスを行います。

○書類預かりサービス：実印、定期預金通帳、有価証券等の保管を行います。銀行の貸金庫を利用します。（利用料：年額 6,000 円）

○日常的な金銭管理サービス：公共料金、福祉サービス利用料などの支払い、生活費の出し入れや、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続き同行代行等）を行います。（利用料：収入に応じて、無料～10,000 円）

〔対 象〕 障がい児者（身体障がい・知的障がい・精神障がい）

〔問 い 合 わ せ 窓 口〕

海老名市社会福祉協議会

☎ 046-232-1600 FAX 046-232-9561

ホームページ <http://www.ebina-shakyo.or.jp/>

⑨ **えびな成年後見・総合相談センター**

成年後見に関する相談・権利擁護に関する相談に応じます。親族として申立をする方、後見人を務めている方の支援も行っています。職員のほか、専門職にも相談できます。

〔問 い 合 わ せ 窓 口〕

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所内

☎ 046-200-9833 FAX 046-235-0191

⑩ **神奈川県精神保健福祉センター**

精神保健及び精神障がい者福祉に関する総合的技術センターです。精神保健福祉に携わる人材の研修や調査研究のほかに心の健康やこころの病に関する全般的な電話相談を行っています。

〒 233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2

☎ 045-821-8822 (代表)

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/1590/>

- ◆ **こころの電話相談** こころの健康のことでお悩みの方や、その家族及び関係機関等  
①毎日（土日、祝日、年末年始を含む） 17：30～翌朝5：00（受付は4：45まで）  
フリーダイヤル ☎ 0120-939-289  
②月～金曜日（土日、祝日、年末年始を除く） 9：00～21：00（受付は20：45まで）  
フリーダイヤル ☎ 0120-821-606
  
- ◆ **依存症電話相談** アルコールや薬物などの依存症の方や、その家族及び関係機関等  
月曜日（祝日、年末年始を除く） 13：30～16：30 ☎ 045-821-6973
  
- ◆ **ピア電話相談** 統合失調症の方 \*当事者の方がお話を伺います。  
金曜日（祝日、年末年始を除く） 13：30～16：30 ☎ 045-821-6801
  
- ◆ **自死遺族電話相談** 自死で身近な方を亡くされた家族・友人・同僚など  
電話相談 … 水曜日・木曜日（祝日を除く） 13：30～16：30 ☎ 045-821-6937  
面接相談 … 月～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00 ☎ 045-821-8822 (代表) 相談課
  
- ◆ **精神科救急医療窓口** 精神疾患の急激な発症や病状の悪化により早急に治療を要する方に対し、必要に応じ当番病院を紹介する窓口です。窓口では本人やご家族から詳しいお話を聞かせていただき、状況によっては紹介に至らない場合があります。  
平日 … 17：00～翌8：30(ただし、翌日が平日の場合の受付は8：00まで)  
休日（土日・祝日・年末年始） … 8：30～翌8：30 ☎ 045-261-7070

## ⑪ いのちの電話

ひとりで悩まないで、こころの苦しみを、お話してください。

自殺予防いのちの電話 フリーダイヤル ☎ 0120-783-556

○毎日16:00～21:00まで

○毎月10日の8:00～翌日8:00まで

※IP電話（アプリケーション間の無料通話を除く）からは03-6634-7830（通話料有料）におかけ下さい。

※ 神奈川県 川崎いのちの電話 ☎ 044-733-4343 24時間

横浜いのちの電話 ☎ 045-335-4343 24時間

FAX 045-332-5673

◎ 毎日24時間体制で相談を受け付けています。名前を言う必要はありません。

※ 東京都 東京いのちの電話 ☎ 03-3264-4343 24時間

インターネット相談 <http://www.inochinodenwa-net.jp>



## ⑫ 海老名市役所 健康推進課

・保健師及び栄養士等による健康に関する相談を行っています。

〒 243-0492 海老名市勝瀬175の1

☎ 046-235-7880 (直通) ☎ 046-231-2111 (代表)

※こどもの健康に関する相談は、「こども育成課（えびなこどもセンター内）」で行っています。

〒 243-0422 海老名市中新田377

☎ 046-235-7885

## ⑬ びなウェル (EbIna Wellness)

・看護師等による健康に関する相談を随時行っております。

・臨床心理士及び公認心理師による「こころの相談」を月3～4回程度行っております。

・その他にも各種専門職による予約相談を行っています。保健師及び栄養士等による健康に関する相談を行っています。

〒 243-0438 海老名市めぐみ町3-1 V i N A G A R D E N S P E R C H 6 F

☎ 046-204-4560 (直通)

## ⑭ えびな24時間健康相談ダイヤル

医師などの専門スタッフが、体や心の相談について24時間365日体制で応じます。御利用は海老名市在住者に限ります。

☎ 0800-300-7925 (フリーダイヤル)

⑮ **教育支援センター（えびりーぶ）**

入学を迎える児童又は就学中の児童、生徒で心身に障がいを持つ子どもの問題で悩んでいらっしゃる方を対象に教育相談を行っています。

〒243-0422 海老名市中新田 3 9 2 - 1  
☎ 046-234-8764 FAX 046-234-8763

⑯ **海老名消費生活センター**

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務（借金）などの相談をお受けしています。相談は平日午前9時30分から午後4時までです。

〒243-0492 海老名市勝瀬 1 7 5 - 1（市役所2階市民相談課内）  
☎ 046-292-1000 FAX 046-231-2214





## ■ 更新申請 ※市から更新のお知らせは行っていません。

- ・自立支援医療を続けて受けようとする場合は、1年ごとに更新手続きが必要です。
- ・更新の申請は、有効期間終了日の3ヵ月前から出来ます。(例：6月末期限なら4月1日から手続き可)

[必要なもの]

新規申請の①～⑦と、現在利用している自立支援医療受給者証。

※②医師の診断書について

- ・2年に1度の提出となります。
- ・医師の診断書の発行年月日は、自立支援医療受給者証の申請日の3ヵ月前以降のもので。
- ・有効期限から1ヵ月以上経過している場合は、受給者証に「診断書の提出が不要」と記載されていても、診断書の提出が必要となります。

## ■ 変更申請

下記のような場合は、自立支援医療受給者証の変更手続きが必要です。

- ・医療機関（薬局を含む）変更
- ・デイケアや訪問看護などの追加（変更）
- ・保険証種類変更・住所変更・氏名変更
- ・保護者を変更した場合（18歳未満の方）

[必要なもの]

- ① 申請書：障がい福祉課にあります。
- ② 理由書：治療の一環として訪問看護・デイケアなどを追加する場合に必要です。
- ③ 現在利用している自立支援医療受給者証
- ④ 保険証を変更する場合は、新しい保険証の写し
  - 国民健康保険の場合 … 加入者全員分
  - 健康保険等の場合 … 被保険者本人・申請者分
- ⑤ マイナンバーがわかるもの
  - 国民健康保険の場合 … 加入者全員分
  - 健康保険等の場合 … 被保険者本人・申請者分

※マイナンバーカード・マイナンバー通知カード・マイナンバーの記載された住民票のうち、いずれか一つ
- ⑥ 住所・氏名を変更された場合は、それを証明する書類。
- ⑦ 診察券・薬局の袋など、名称（薬局は支店名まで）と所在地がわかるもの（医療機関・薬局を変更した場合のみ必要）

## ② **障がい者医療費助成制度**

以下の対象の方に対して、保険対象医療費（外来及び入院）の自己負担分を全額助成します。

### [対 象]

- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級をお持ちで、かつ各種医療保険に加入されている方。  
（生活保護受給者除く）
- ※平成25年 4 月 1 日以降に65歳以上で新たに障がい者に認定された方は対象外。  
（ただし、平成25年 3 月31日までに障がい者に認定されている方は対象になります。）

### [助 成 対 象 医 療 費]

- ・保険対象医療費の自己負担分を全額助成（外来費・入院費・調剤費等）します。
- ※ただし、精神科の通院医療費は 8 ページの自立支援医療（精神通院）が優先しますので、必ずその申請をしてください。
- また、入院時の食事療養費、生活療養費は自己負担となります。

※医療費助成は保険診療分に限られますので、差額室料、薬容器代、診断書料（文書料）、保険外の薬代、予防接種などの保険外請求分は助成できません。

### [申 請 窓 口]

**国保医療課**                      ☎ 046-235-4823

### [必 要 な も の]

- ① 精神障害者保健福祉手帳
- ② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証を含む）

### [助 成 の 申 請 時 に 必 要 な も の]

- ① 領収書（受診から 1 年以内、なるべく 1 ヶ月分をまとめる）
- ② 障がい者医療受給証
- ③ 振込先の分かるもの
- ④ 自立支援医療受給者証（お持ちの方のみ）
- ⑤ その他各種医療受給者証、限度額適用認定証（お持ちの方のみ）
- ⑥ 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証を含む）
- ⑥ 支給決定通知書等（健康保険組合から高額療養費や付加給付が支給され、発行された場合のみ）

### [備 考] 後期高齢者医療費制度

- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級をお持ちで、65歳以上75歳未満の方は、医療費の自己負担分が 1 割（一定以上の所得がある人は 2 割または 3 割）になる後期高齢者医療制度に移行することができます。
- ・手帳の等級が変更となり、上記の対象から外れた場合には、届出が必要です。
- ・国保医療課（☎046-235-4595）にお問い合わせください。

③ **デイケア（精神科医療機関のデイケア）**

精神科の病院やクリニックが治療の一環として行っています。スポーツやレクリエーション・作業療法などの各種プログラムが用意されています。定期的に通い、グループ活動を体験することで、生活のリズムが生まれます。友人を作り人間関係の持ち方を身につけ社会復帰に向けて力をつけましょう。健康保険・自立支援医療（精神通院）が適用されます。

④ **訪問看護ステーション**

退院を間近に控えた方や退院した方、また外来通院中の方が家庭や地域社会で暮らしやすく生活していけるように、訪問看護ステーションの訪問サービスを利用できます。

利用したいときは、まず医療機関の主治医へ必要性についてご相談ください。自立支援医療（精神通院）が適用されます。

※市内の事業所一覧は 45 ページをご覧ください。



◆ **訓練等給付**

| サービス名                   | 内 容                                                                            |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム)     | 共同生活の住居に居住し、相談その他日常生活上の援助を受けるサービス                                              |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練)     | 自立した日常生活や社会生活を営むことに必要な身体機能又は生活能力を高めるための訓練を受けるサービス                              |
| 就労移行支援<br>※48 ページに詳細あり。 | 就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を受けるサービス (利用期間は2年間)                         |
| 就労継続支援<br>※47 ページに詳細あり。 | 通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高める訓練を受けるサービス                 |
| 就労定着支援                  | 生活介護、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した方が、就労を継続するための支援を受けるサービス (就労から6ヵ月以降に利用可能。利用期間は3年間) |
| 自立生活援助                  | 施設入所支援や共同生活援助を利用していた方が、一人暮らしへ移行するための支援を受けるサービス                                 |

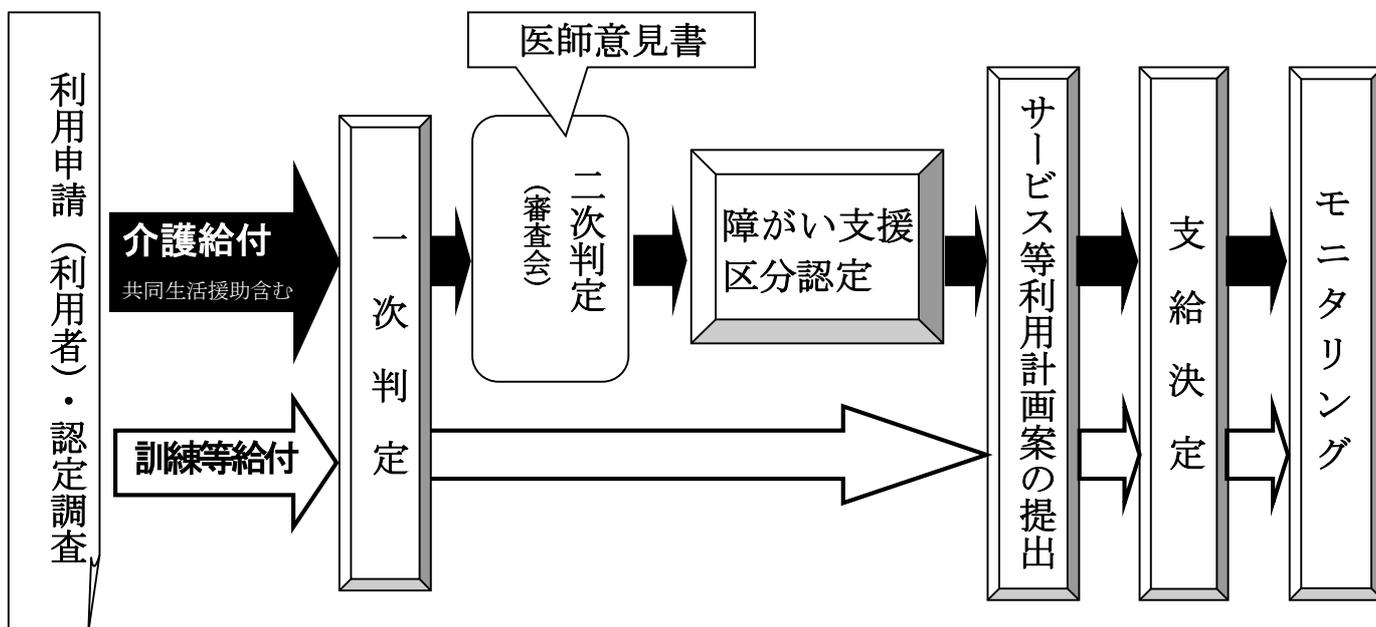
◆ **計画相談支援事業**

相談支援専門員が、サービス利用者の心身の状況、環境、サービスに関する意向等を確認の上、サービス等利用計画の作成や事業所との調整等を行います。P. 1～2の相談支援事業所のほか、「ティーズ相談事業所 (046-208-2595:080-4137-4442)」があります。

③ **障がい福祉サービスの支給決定について～本市における支給決定の考え方～**

個々の利用者の心身の状況や介護者の状況、利用者の希望など勘案すべき事項を適切に判断し、以下の流れを基本に支給決定を行います。

**【支給決定までの流れ】**



#### ④ 障がい支援区分について

「障がい支援区分」は、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため障がい者の心身の状態を総合的に示す区分として設けられました。その判定等につきましては、医師、臨床心理士、社会福祉士、施設関係者、当事者で構成される海老名市障がい支援区分認定等審査会で判定されます。

##### (1) 認定調査

全国統一の80項目の「認定調査」と本人や家族等の状況を確認する「概況調査」を行います。なお、認定調査だけでは、判断がつかない場合等は、「特記事項」へ記入します。

##### (2) 一次判定

認定調査結果をもとにコンピュータによる一次判定を行います。

##### (3) 二次判定

一次判定結果、医学的意見書と特記事項の内容をもとに審査会で二次判定し、障がい支援区分を決定します。区分につきましては、区分6が最重度となります。

##### (4) 障がい支援区分と利用可能サービス

介護給付サービスを利用する場合は、障がい支援区分を決めなければ利用できません。利用可能サービスの障がい支援区分は、次のとおりです。なお、訓練等給付サービス及び児童は、障がい支援区分を決める必要はありません。しかし、訓練等給付サービスは認定調査を行い、一次判定をする必要があります。また、児童の場合は、別の調査により支給決定を行います。

| サービス                | 対象者像                                | 非該当 | 区分1 | 区分2                 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|---------------------|-------------------------------------|-----|-----|---------------------|-----|-----|-----|-----|
| 居宅介護                | 障がい者（区分1以上）                         |     | ○   | ○                   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 行動援護                | 行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する知的・精神障がい者    |     |     |                     | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 生活介護                | 地域や入所施設で安定した生活を営むため、常時介護を要する障がい者    |     |     | ※生活介護利用で50歳以上は区分2から | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 療養介護                | 長期入院等医療ケアに加えて、常時介護を要する障がい者          |     |     |                     |     |     |     | ○   |
| 短期入所                | 障がい者（区分1以上）                         |     | ○   | ○                   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 夜間、共同生活を営む住居で、相談その他日常生活上の援助を要する障がい者 | ○   | ○   | ○                   | ○   | ○   | ○   | ○   |

⑤ **海老名市地域生活支援事業について**

| 事業名                     | 内容                                                                                             | 備考 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 相談支援事業                  | 障がい福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談に応じる窓口を市役所以外の施設等に事業委託して設置します。                                         |    |
| 地域活動支援センター事業            | 障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。                                   |    |
| 移動支援事業                  | 視覚障がい、全身性障がい、知的障がい又は精神障がいの方で、屋外の移動が困難な方に外出の支援をする事業です。                                          |    |
| 日中一時支援事業                | 障がい者がいる家族の就労支援や放課後支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。                                            |    |
| 福祉ホーム運営費補助事業            | 低額な料金で、居室その他の設備を利用して、日常生活を送ることができる精神障がい者の社会復帰施設等の運営費を補助する。                                     |    |
| 住宅入居等支援事業<br>(居住サポート事業) | 一般住宅への入居を希望しているが、保証人が居ない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。 |    |
| 成年後見制度利用<br>支援事業        | 身寄りのない重度の知的障がい者、精神障がい者で成年後見申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用を助成する事業です。                      |    |

※移動支援事業及び日中一時支援事業以外の利用者負担額については、従来どおりですので、詳細はお問い合わせください。

◆ **相談支援事業**

相談支援事業所の窓口又は電話にて直接ご相談いただけます。

現在は「相談支援事業所 びーな'S」、「相談支援事業所 <sup>ゆうむす</sup>結夢+」の2ヵ所を開設しています。詳しくは、2ページをご覧ください。

◆ **地域活動支援センター事業**

「地域相談支援センター <sup>ゆうむす</sup>結夢+」が地域活動支援センターとして開所しています。

詳しくは、1ページをご覧ください。

◆ **移動支援事業、日中一時支援事業**

[対象]

- ・精神障害者保健福祉手帳の1級、2級をお持ちの方

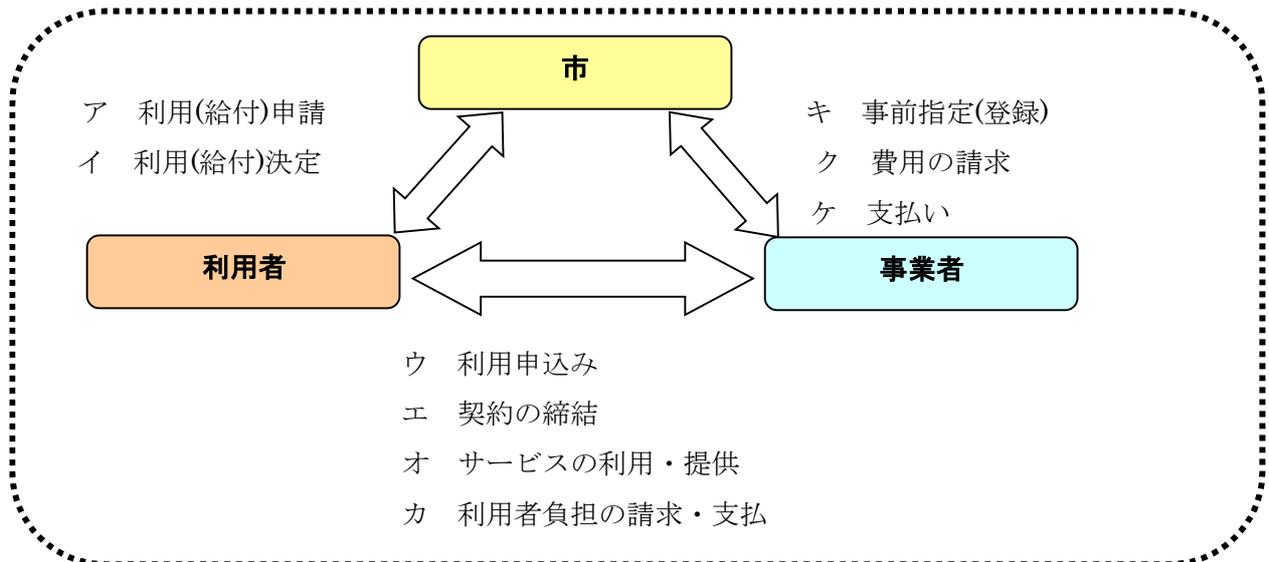
[利用者負担]

- ・移動支援事業及び日中一時支援事業の利用者負担額は、次のとおりです。
  - ・生活保護世帯と市民税非課税者は、**無料**。
  - ・市民税課税者は、**5%負担**。

※上限はなく、国制度の「介護給付」「訓練等給付」の自己負担との合算は、行いません。

[手続きの流れ]

- ・国制度の「介護給付」「訓練等給付」と同様に利用者が事業所を選択し、契約後にサービスを利用します。また、お金の流れも現在使用しているサービスの流れに沿ったものとします。



- ア 市への利用(給付)申請
- イ 世帯の所得状況の確認の後、利用者負担額及び利用(給付)決定
- ウ 申請者は、事業所に利用申込みをする。
- エ 申請者と事業所間で利用契約を結ぶ。
- オ 申請者はサービスを利用し、事業者はサービスを提供する。
- カ 事業者は利用者の自己負担額を請求し、利用者は支払う。
- キ 事業者は、市に事前に登録し、市は指定する。
- ク 事業者は、市に利用者負担以外の利用料の請求をする。
- ケ 市は請求に基づき、事業者に支払う。

## ⑥ **その他のサービスについて**

### ◆ **配食サービス**

精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちで、調理することが困難な18歳以上65歳未満の方のため、1日1回配食サービスを行っています。家族状況によっては利用できない場合もありますので、詳細については、お問い合わせください。

[問い合わせ窓口]

障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 / 046-235-4813 (直通)

### ◆ **無料の図書宅配サービス**

図書資料の自宅への取り寄せ、返却、往復配送、いずれのサービスも無料にご利用いただけます。

貸出点数：図書資料10点、視聴覚資料2点

貸出期間：4週間（予約が入っていない場合はお申し出いただいた日から4週間の延長が可能です）

※ 有馬図書館では申し込みのみ受け付けております。

※ 発送は全て中央図書館からとさせていただきます。

[対象]

海老名市内在住かつ、以下のいずれかの手帳をお持ちの方

- ・精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）
- ・療育手帳（A、B）

[必要なもの]

精神障害者保健福祉手帳 または 療育手帳（必ず手帳の原本をお持ちください。）

[手続方法]

1. 本人または代理人が中央・有馬図書館のいずれかの図書館に、手帳ご持参の上、ご来館ください。
2. カウンターで申込用紙に必要事項をご記入ください。
3. 代理人の方が手続きする場合は、代理人の本人確認書類（免許証等）をご持参ください。

[問い合わせ窓口]

中央図書館 ☎ 046-231-5152

有馬図書館 ☎ 046-238-4646





### ③ **就労継続支援・就労移行支援事業所**

一般企業等への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練を行います。

定員は10名から20名程度です。(作業内容、賃金も事業所によって異なります。)

詳細及び利用については、障がい福祉課にご相談ください。

#### ● **就労継続支援 A 型事業所**

・施設での作業を通して自立を促しサポートしていきます。雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方が対象となります。

#### ● **就労継続支援 B 型事業所**

・施設での作業を通して自立を促しサポートしていきます。

#### ● **就労移行支援事業所**

・一般就労等を希望する方に、一定期間就労に必要な訓練を行いサポートしていきます。  
利用できる期間は2年間です。

※市内の事業所一覧は47～48ページをご覧ください。

※施設通所交通費の助成については、27ページをご覧ください。

### ④ **雇用促進奨励補助金の交付**

〔説明〕 市内で継続して事業を営んでいる中小企業で、障がい者を6ヵ月以上（週20時間以上）常用雇用している事業所に対し、補助金を交付します。

〔内容〕 市内在住の障がい者を雇用している場合、1人につき年額50,000円

市外在住の障がい者を雇用している場合、1人につき年額40,000円

ただし、新規雇用者の場合は、市内外にかかわらず年額100,000円となります。

〔問い合わせ〕 商工課 ☎ 046-235-4843

⑤ **就労したいとき利用できる機関と制度**

就職したいときに利用できる機関と援助を受けながら働ける制度を紹介します

| 機関・事業                           | 内 容                                                                                                          | 住所・電話                                                                                          |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共職業安定所<br>(ハローワーク)             | 職安には障がい者の専門の援助窓口があります。主治医の意見書(用紙はハローワークにあります。)を添えて求職登録をします。                                                  | ハローワーク厚木<br>厚木市寿町 3-7-1<br>☎ 046-296-8609                                                      |
| 障がい者雇用機会<br>創出事業<br>(トライアル雇用)   | 事業所で3ヵ月間、試行的に雇用してもらう制度です。職業安定所での障がい者としての求職登録が必要です。また、トライアル雇用期間中に週20時間以上働けるようになることが望ましいとされています。               | ハローワーク厚木<br>厚木市寿町 3-7-1<br>☎ 046-296-8609                                                      |
| 障害者就業・生活支援<br>センター「ぼむ」          | 障がい者の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援をするために相談等の支援を行います。また、職場定着のため、障がい者を雇用する企業の支援も実施しています。                              | 海老名市東柏ケ谷<br>3-5-1-103<br>☎ 046-232-2444                                                        |
| 神奈川県<br>職業センター                  | 障がい者職業カウンセラーによる職業相談・評価のほか職業適応援助者事業(ジョブコーチ)・職業準備訓練・職業講習を行っています。(予約制 無料)<br>※障がい種別、障がい者手帳の有無は不問                | 相模原市南区桜台<br>13-1<br>☎ 042-745-3131                                                             |
| 地域若者サポート<br>ステーション<br>(愛称:サポステ) | 働くことに悩みを抱えている15~49歳までの若者に対して、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。 | 神奈川県中央地域若者サ<br>ポートステーション<br>厚木市中町 2-12-15<br>アミューあつぎ7階<br>(あつぎ市民交流プラ<br>ザ7階)<br>☎ 046-297-3067 |
| 国立県営<br>神奈川県<br>職業能力開発校         | 障がいのある方を対象として、就職のための職業訓練を行っています。<br>※障がい者手帳あり、または、統合失調症、双極性障がい(そう病、うつ病含む)、てんかんの診断を受けている方                     | 相模原市南区桜台<br>13-1<br>☎ 042-740-1497                                                             |



③ **生活保護**

病気やけがで働けなくなったりして、生活に困っている方に生活費などを援助し、自立して生活できるように手助けする制度です。保護の内容は年齢や家族の構成、収入などにより異なります。

[申請窓口]

生活支援課 ☎ 046-235-4821

④ **入院医療援護金制度**

精神科に1ヵ月の初日から末日まで入院している方で、世帯の前年分の所得税が87,000円以下の方が対象です。月額10,000円が支給されます。

[申請窓口]

入院している病院窓口

[問い合わせ]

神奈川県保健予防課 精神保健医療グループ ☎ 045-210-4727

⑤ **特別障害者手当**

常時特別な介護が必要な在宅の満20歳以上の特別重度障がい者の方に手当が支給されます。ただし、施設等に入所している方、医療機関に3ヵ月以上入院している方、本人や扶養義務者等に限度額を超える所得がある方は支給されません。

[対象]

- ① 重度障がい者が2つ以上該当する方、または、それと同程度以上に重度なもの
- ② 精神障がいの場合、日常生活（食事、用便（月経）の始末、衣服の着脱、簡単な買い物、家族との会話、家族以外との会話、刃物・火の危険、戸外での危険から身を守るなど）がほとんど1人でできず、支障をきたしている程度の方

[支給額]

月額 28,840円（令和6年4月現在）

※ 必要書類については問い合わせください。

[申請窓口]

国保医療課 ☎ 046-235-4823

## ⑥ **障害児福祉手当**

常時の介護が必要な在宅の20歳未満の重度障がい児の方に、手当てが支給されます。  
ただし、障害年金等一定の年金を受給している場合は資格喪失となります。  
また、施設入所の方、本人や扶養義務者等に限度額を超える所得がある方は支給されません。

[対 象]

障がいや症状が次のいずれかに該当するもの

- ① 両目の視力の和がそれぞれ0.02以下のもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することが出来ない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿の2分の1以上を失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っている事が出来ない程度の障がいを有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるものの他、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常の用を弁ずる事を不可能ならしめるもの
- ⑨ 精神の障がいであり、前各号と同程度以上と認められる程度のもの  
(知的障がいも含む。)
- ⑩ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

[手 当 額]

月額15,690円 (令和6年4月現在)

※ 必要書類については直接お問い合わせください。

[問 い 合 わ せ 窓 口]

国保医療課 ☎ 046-235-4823

## ⑦ 神奈川県在宅重度障害者等手当

〔対 象〕

支給年度の8月1日時点で下記①～④のすべての要件を満たし、かつ、⑤の所得要件を満たす方。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①障がい要件   | <p>次の1～4のいずれかにあてはまる方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次の3つのうち<u>2つ以上</u>にあてはまる方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級または2級を交付された方</li> <li>・療育手帳A1またはA2の判定を受けた方 (IQ35以下)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方</li> </ul> </li> <li>身体障害者手帳1級または2級+療育手帳B1 (IQ50以下)</li> <li>身体障害者手帳+療育手帳B1 (IQ50以下) +精神障害者保健福祉手帳1級</li> <li>特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方<br/>(申請年度の8月分の支給を受けていること)</li> </ol> |
| ②年 齢 要 件 | <p>次のうち<u>1つ</u>でもあてはまる方</p> <p>65歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>65歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方</li> <li>65歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障がい者と判定された方</li> <li>65歳よりも前に特別障害者手当または障害児福祉手当を受けたことがある方</li> </ol> <p><b>※平成21年度以前から県の手当を受給されている方には年齢制限はありません。</b></p>                                                                                                  |
| ③在 住 要 件 | <p>支給年度の8月1日時点で、<u>6ヵ月以上</u>神奈川県内に継続してお住まいの方</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ④在 宅 要 件 | <p>支給年度の7月31日までの1年間(支給前年8月1日～支給当年7月31日)に継続して<u>3ヵ月</u>を超えて、医療機関や施設に入院または入所していない方<br/>(※医療機関や施設とは、20歳以上の方には特別障害者手当の、20歳未満の方には障害児福祉手当の基準を用います。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ⑤所 得 要 件 | <p>手当受給年度の前年所得が基準額以下の方</p> <p>※ 基準額とは20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については障害児福祉手当の基準を用います。(詳細はお問い合わせ下さい)</p> <p>[例]特別障害者手当等の所得基準額(扶養親族等が0人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯の場合 3,604,000円</li> <li>・本人と配偶者または扶養義務者の世帯の場合<br/>本人：3,604,000円 配偶者または扶養義務者：6,287,000円</li> </ul>                                                                                                                        |

〔支 給 額〕 年額60,000円(毎年1月に支給)

〔申請方法〕 新規の方は8月1日からの約1ヵ月の間に市役所1階8番窓口にてご申請ください。  
継続の方は毎年、送付される現況届出書をご提出ください。

〔問い合わせ窓口〕 国保医療課 ☎ 046-235-4823  
または神奈川県 障害福祉課 ☎ 045-210-1111 (代表)

## ⑧ 海老名市障がい者福祉手当

[対 象]

次の①～③、全てを満たす方が対象となります。

- ① 当該年度の7月1日現在市内に居住している方
- ② 当該年度の市民税非課税である世帯の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方

[支 給 額]

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級 : 年額36,000円
- ② 精神障害者保健福祉手帳2級 : 年額12,000円

[申 請 窓 口]

国保医療課 ☎ 046-235-4823

※ 毎年7月1日～8月31日までの期間に受け付けます。毎年の申請手続が必要です。

※ 広報に情報が掲載されますので、ご確認ください。(個別に通知は行っておりません。)

## ⑨ 心身障がい者扶養共済制度

- ・精神に永続的な障がいを有し、将来独立自活することが困難であると認められる方の保護者が加入する制度です。
- ・保護者の加入時の年齢によって決まる掛け金を毎月納付し、保護者が死亡又は重度障がいになった場合に、障がい者に毎月年金(一口当たり20,000円)が給付されます。(加入は二口までです。)

[加 入 で き る 保 護 者]

次の全ての要件を満たしている方。

- ① 神奈川県内(横浜市及び川崎市を除く。)に住所がある方
- ② 年齢が65歳未満であること。(4月1日現在)
- ③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

[掛 金] 平成20年4月1日以降の一口当たりの掛金額(保護者の年齢により金額が変わります。)

| 加入時の年齢       | 掛金月額(円) | 加入時の年齢       | 掛金月額(円) |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 35歳未満の方      | 9,300   | 50歳以上55歳未満の方 | 18,800  |
| 35歳以上40歳未満の方 | 11,400  | 55歳以上60歳未満の方 | 20,700  |
| 40歳以上45歳未満の方 | 14,300  | 60歳以上65歳未満の方 | 23,300  |
| 45歳以上50歳未満の方 | 17,300  |              |         |

[申 請 窓 口]

障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 / 046-235-4813



### ③ 施設通所交通費の助成

〔内 容〕 交通機関等を利用し、社会福祉施設に通所している心身障がい者に対して、交通費の全部または一部を助成しています。

〔対 象〕 社会福祉施設等に通所する心身障がい者

〔手 続〕 事業所を通して助成申請を行い、12月に前期分（4月～9月）と翌年5月に後期分（10月～翌年3月）を助成します。年度途中に通所を開始した方については随時申請を受け付けます。

〔問 い 合 わ せ〕 障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 / 046-235-4813

### ④ 駐車禁止除外標章の交付

障がい者が使用中の車両で「駐車禁止除外指定車」の標章を掲出している場合、次のような場所に駐車することができます。

- ① 道路標識等で駐車が禁止されている場所
- ② 時間制限駐車区間規制（パーキング・メーター又はパーキング・チケット設置区間）場所  
（都道府県によっては除外されない場合があります。）

〔対 象〕

・精神障害者保健福祉手帳1級の交付で、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方。

〔必 要 な も の〕

- ・駐車禁止除外指定申請書・・・2通
- ・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の写し・・・2通
- ・住民票の写し・・・2通

〔申 請 窓 口〕

海老名警察署交通課 ☎ 046-232-0110

土曜日・日曜日・祝祭日及び12月29日～翌年1月3日を除く月～金曜日、8：30～17：15

### ⑤ 国内線航空運賃・フェリー等運賃の割引

国内線航空運賃及びフェリー等の運賃が割引になります（会社によって異なります）。

〔対 象〕

・満12歳以上の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び介護者（1名）

〔窓 口〕

・各会社のカウンター、営業所及び指定代理店

〔手 続〕

- ・各会社の販売窓口到手帳を提示してください。
- ・航空運賃について、パッケージ旅行の際の割引については主催旅行社へお問い合わせください。

## ⑥ 福祉有償運送サービス

単独で交通機関を利用することが困難であり、車両の乗り降りや乗車中に見守りや介助が必要な方が利用可能な、NPO法人等が行う有償の移送サービスです。ご利用にあたっては、利用登録、利用予約が必要で、年間費及び利用料がかかります。詳細はお問い合わせください。

[問 い 合 わ せ]

NPO法人ワーカーズ・コレクティブ どり〜む ☎ 046-232-1998

海老名市社会福祉協議会 ☎ 046-232-1600

## ⑦ You Bus（コミュニティバス等）の運賃の割引

「You Bus ぬくもり乗車証」を運転手へ掲示することで、You Bus（コミュニティバス等）を1回100円でご利用できます。乗車証の交付には申請が必要です。

◆申請手続きについて

[対 象] 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

[手 続] 市役所2階 福祉政策課で受付しています。

その他、郵送申請、LINE申請、ホームページからの申請も受け付けています。

※詳しくは、海老名市ホームページから「ぬくもり乗車証」で検索して下さい。

[必 要 な も の] 精神障害者保健福祉手帳

[問 い 合 わ せ] 福祉政策課 ☎ 046-235-4820



LINE「海老名市」



乗車証申請ページ  
(市ホームページ)



## 8 税・使用料の免除



### ① 自動車税・自動車取得税の免除

下記に該当する方は、自動車の自動車税と自動車取得税が免除されます。

〔対 象〕 精神障害者手帳 1 級をお持ちの方

◎ 次のいずれかに該当する自動車

| 区分 | 自動車の所有者               | 自動車の運転者                           |
|----|-----------------------|-----------------------------------|
| 1  | 障がい者の方                | 障がい者の方                            |
| 2  |                       | 障がい者の方と生計を一にする方(障がい者のため運転するものに限る) |
| 3  | 障がい者と生計を一にする方         | 障がい者の方                            |
| 4  |                       | 障がい者の方と生計を一にする方(障がい者のため運転するものに限る) |
| 5  | 障がい者のみで構成される世帯の障がい者の方 | 障がい者の方を常時介護する方(障がい者のため運転するものに限る)  |

※ 生計を一にする方とは、障がい者の住所地から半径 2 km 以内にお住まいの親族の方をいいます。

〔手続に必要なもの〕

◎ 必ずご用意いただく書類等

ア 障がい者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書

イ 障がい者に係る自動車取得税・自動車税減免申請内容確認書

ウ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

エ 運転免許証

オ 自動車検査証

カ 印鑑(自動車の所有者の方のもの)

※ アおよびイは、自動車税管理事務所または県税事務所に用意してあります。

【必要に応じてご用意いただく書類等】

次のキまたはクに該当する場合は、上記のほかにもご用意いただく書類等があります。

キ 「2 減免の対象となる自動車」の区分 2～4 に該当し、障がい者の方と別居している場合、または、区分 5 に該当する場合

お住まいの状況に応じて、次のページに掲載している書類をご用意ください。



### ③ **家庭系ごみ指定収集袋の減免**

次の世帯には、世帯人数に応じて指定収集袋を支給します。なお、市で年3回対象者の抽出を行い、年度途中で対象となった方には月割りで送付するため、申請等は不要です。

[対 象]

- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がいる世帯かつ市民税非課税世帯

[支 給 量]

- ・燃やせるごみ : 10リットル80枚
- ・燃やせないごみ : 10リットル5枚及び10リットル25枚追加交付の権利  
(1人当たり・年間)

[問 い 合 わ せ]

障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 / 046-235-4813

### ④ **市営有料自転車等駐車場使用料**

海老名市有料自転車等駐車場使用料が免除になります。

[対 象]

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

[窓 口・問 い 合 わ せ]

- ・各市営有料自転車等駐車場の管理棟
- ・希望する自転車等駐車場に直接お問い合わせください。

### ⑤ **市営駐車場の割引**

海老名中央公園地下駐車場の利用料金について、時間単価に係る利用料金の半額を免除します。  
※最大料金を半額にするものではありません。

[対 象]

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（介護者運転を含む。）

[手 続]

- ・料金精算時に手帳を提示します。

[問 い 合 わ せ]

海老名中央公園地下駐車場管理事務所 ☎ 046-232-9299

### ⑥ **公共施設附帯駐車場の減免**

えびな市民活動センター（ビナレッジ・ビナスポ）、海老名運動公園、北部公園、中野公園、文化会館、中央図書館、総合福祉会館の駐車料金が免除になります。

[対 象]

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（付き添いの方が駐車場を利用する場合も免除対象）

[問 い 合 わ せ]

各公共施設

### ⑦ **NTT番号案内料金の免除**

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は104番をご利用される場合、あらかじめ届け出た電話番号と暗証番号をコミュニケーターに教えてください。コミュニケーターはお申し出内容を確認の上、無料で案内します。

[申込み方法]

フリーダイヤル ☎ 0120-104174 へご相談ください。

月～金曜日 9:00～17:00 (土・日・祝・及び年末年始は休業)

### ⑧ **携帯電話基本使用料等の割引**

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が携帯電話を利用される場合、各種割引サービスがあります。割引制度は、会社ごと異なりますので、各携帯電話会社へお問い合わせください。

[問い合わせ] 主な携帯電話会社

NTTドコモ ☎ 0120-800-000 (携帯電話から151)

au (KDDI) ☎ 0077-7-111 (携帯電話から157)

ソフトバンク ソフトバンクショップへ

### ⑨ **NHK放送受信料の減免**

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次の免除対象に該当する場合、受信料（地上契約及び衛星契約）が、全額又は半額減免されます。

[対象]

- ・精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合・・・**全額免除**
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が、世帯主で、かつ、受信契約者である場合・・・**半額免除**

[申込み方法]

- ・精神障害者保健福祉手帳と印鑑をお持ちになり、市障がい福祉課で申請書に証明を受け、下記窓口に郵送又は持参します。

[申請窓口]

**NHK営業サービス株式会社 神奈川事業所**

川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス6F

[問い合わせ]

**NHK横浜放送局 経営管理企画センター** ☎ 045-212-2661

月～金 (祝日を除く) 10:00～17:00

**NHK視聴者コールセンター**

☎ 0120-151515

⑩ **水道料金の減免**

次の世帯は、基本料金及び消費税相当分（1,533円／2カ月・税別）が減免されます。

〔対象〕（1）精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がいる世帯

（2）次の手帳を2つ以上お持ちの方がいる世帯

・身体障害者手帳3級

・療育手帳B

・精神障害者保健福祉手帳2級

（3）特別児童扶養手当・児童扶養手当を受けている世帯

〔必要書類〕 障害者手帳、水道料金領収書、手当証書など

〔申し込み方法〕 ※詳細は窓口へお問い合わせください。

〔窓口〕 水道局海老名営業所 海老名市上郷717 ☎ 046-234-4111 FAX 046-234-4110



### ③ **精神保健福祉関係者の集い**

精神障がいによって生活のしづらさを感じている仲間同士・家族・関係者が集う場があります。

#### ◆ **生活再建者の集い「たなからぼもち」**

[活動内容]

・毎月第4日曜日 13:30～15:30に定例会を実施しています。

[連絡先]

・主宰 尾山 篤史 ☎ 046-233-8044

#### ◆ **フリースペース「WHO IS HAPPYMAN?」**

[活動内容]

・毎月第1月曜日 13:00～19:00に定例会を実施しています。

[連絡先]

・主宰 尾山 篤史 ☎ 046-233-8044

### ④ **厚木保健福祉事務所での相談その他事業**

アルコール健康相談及び断酒会

[問い合わせ]

厚木保健福祉事務所保健予防課 ☎ 046-224-1111 (代) 内線 3230・3231

### ⑤ **『そのまんま』（発達障がい児者の家族会）**

～ とまとはとまと という生き方を尊重し 大切にしたい ～

海老名市主催の家族教室参加者で作った「発達障がい」の家族会です。

仲間と様々な思いを共有しあう場です。ぜひご利用ください。

[活動内容] 話し合い（悩み相談）、ミニ勉強会、就労、イベント等の情報提供、  
月刊紙「そのまんま」発行、居場所カフェ「そのまんま」

[日 時] 原則、毎月第3木曜日 13時30分～16時

居場所カフェ「そのまんま」毎月第1土曜日 13時～15時

※参加費 100円（飲み物は各自持参）

[場 所] わかば会館（海老名市中新田 383-1）

[会 費] 無料

[連絡先] ・石井 ☎ 046-235-0530

・本郷 ☎ 090-2202-5704（居場所カフェ「そのまんま」管理人）

## ⑥ **不登校の子どもと保護者のための居場所『ぼちぼち』**

「ぼちぼち」は小学校から高校生までの不登校の子どもと保護者を支援しているボランティア団体です。学校でも、家庭でもない、第3の居場所を提供しています。ぼーっとしたり、トランプしたり、ギターを弾いたりして、無理せず、安心して過ごせる場所です。

保護者の方だけの参加や相談も歓迎しています。

その他、保護者交流会（ぼちぼちサロン）、不登校の中学生向けの進路情報交換会、クリスマス会なども行っています。

スタッフやボランティアの多くは、同じ経験者ですので、お気軽にご参加ください。

[日 時] 毎月3回実施しています。

第2金曜日 13:00～15:00

第3金曜日 18:00～20:00

第4土曜日 10:00～12:00 「ぼちぼちサロン」：保護者語らいの場

[場 所] わかば会館（海老名市中新田 383-1）他

※「ぼちぼちサロン」は会場変更の可能性あり。

[参加費] 無料

[Facebook] 不登校の子どもと保護者のための居場所 ぼちぼち@海老名

<https://www.facebook.com/groups/297837751532637>



[連絡先] ・岩元 ☎ 046-235-4000 / 090-7197-5691

Mail bochibochi.ebina@gmail.com

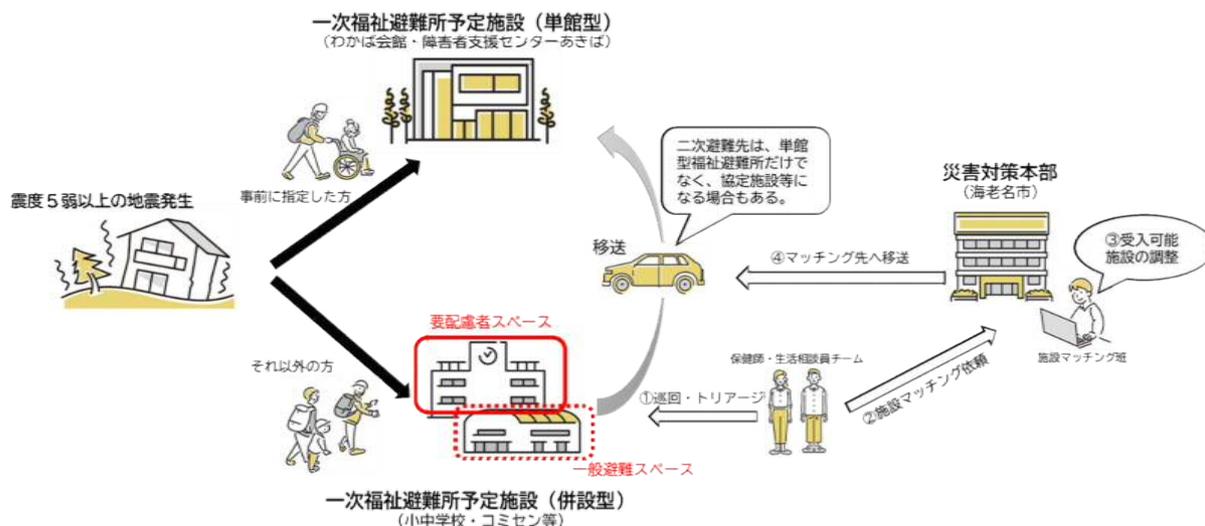
## 10 その他

### ① 福祉避難所

避難所において一般避難者との共同生活が困難な障がい者等が避難できる場所として、一次福祉避難所予定施設単館型と併設型の2種類あります。

併設型では、一般避難者の居住エリアとは別に要配慮者居住エリアが設置されています。

(避難イメージ)



|                          | 避難対象者                                                                                                     | 施設名                                                                                | 備考                                |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 一次福祉避難所<br>予定施設<br>(単館型) | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1, 2級かつ療育手帳Aの方</li> <li>医療的ケア(呼吸又は栄養に関するもの)が必要な方</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>海老名市立わかば会館</li> <li>障害者支援センターあきば</li> </ul> | 受入状況によっては、併設型からの二次的な受け入れも行います。    |
| 一次福祉避難所<br>予定施設<br>(併設型) | 一般避難者と同じ居住エリアでの生活が困難な要配慮者                                                                                 | 小・中学校、コミセン等                                                                        | 併設型福祉避難所での生活が困難な方は、単館型等への移送を行います。 |

### ② 要援護者ベスト

地震や台風などの災害で避難の際に、障がいの内容等を記載したシールを貼り、周囲の人々に援護等が必要なことを知らせる「要援護者ベスト」を障がい者へ無料配布しています。

[配付対象者]

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の所持者、特定疾患の受給者証所持者

[配布物]

要援護者ベスト、告知シール、災害サポートカード、保管用巾着袋

[問い合わせ]

障がい福祉課

☎ 046-235-4812 / 046-235-4813

FAX 046-233-5731



### ③ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方や、内部障がいや難病、精神障がいや知的障がいまたは妊娠初期の方など、援助や配慮が必要としていることが外見では分からない方々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されました。ご希望の方には無料で配布しています。

[問 い 合 わ せ]

障がい福祉課

☎ 046-235-4812 / 046-235-4813      FAX 046-233-5731



### ③ 避難行動要支援者名簿

災害時などにおいて迅速な避難支援を行うため、在宅者で避難の際に支援を必要とする方の名簿を作成し、災害時はもとより、地域で避難支援者となる民生委員や自治会などによる日頃からの見守りや支援活動などに活用します。

[対 象 者]

在宅で生活している方で、災害が発生した場合等に自力で避難することが難しい次の方

- ① 身体障害者手帳（総合等級）1・2級（第1種）を所持する方  
（心臓機能障がい又は腎臓機能障がいにのみ該当する方は除く。）
- ② 視覚障がい（3級又は4級）、聴覚障がい（3級）、下肢機能障がい（3級）、  
体幹機能障がい（3級）を所持する方
- ③ 療育手帳を所持する知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する方（単身世帯の方）

[登 録 方 法]

障がい福祉課へ避難行動要支援者登録同意書を提出することで、要支援者として登録されます。

※ 個人情報保護の観点から情報提供するためには、本人の同意が必要となります。

[名 簿 提 出 先]

名簿は、市の関係部署で情報共有するとともに、消防本部・警察署・民生委員児童委員・自治会・地区社会福祉協議会の支援者へ情報提供します。

[提 供 す る 情 報]

支援者に事前提供する情報は、避難支援に必要な最小限の情報で、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の緊急連絡先・避難支援等を必要とする事由などです。

[そ の 他]

大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となる可能性があります。あくまで、「その時にできる範囲内での支援」となります。名簿は、日頃からの見守り活動及び災害時の避難支援の目的以外には利用しません。

※ 名簿登録は、確実な支援や救出を保障するものではありません。



| 名 称                                | 所 在 地                         | 電話番号<br>F A X 番号             | 割引等の対象／内容                          |            |
|------------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------------|------------|
|                                    |                               |                              | 本人（手帳取得者）                          | 介助者        |
| よこはま動物園ズーラシア                       | 〒241-0001<br>横浜市旭区上白根町1175-1  | 045-959-1000<br>045-951-0777 | 無料                                 | 無料<br>(2名) |
| 横浜市電保存館                            | 〒235-0012<br>横浜市磯子区滝頭3-1-53   | 045-754-8505<br>045-754-8507 | 無料                                 |            |
| 神奈川県立金沢文庫                          | 〒236-0015<br>横浜市金沢区金沢町142     | 045-701-9069<br>045-788-1060 | 無料                                 | 無料<br>(1名) |
| 横浜市立金沢動物園                          | 〒236-0042<br>横浜市金沢区釜利谷東5-15-1 | 045-783-9101<br>045-782-9972 | 無料                                 | 無料<br>(2名) |
| 横浜・八景島シーパラダイス<br>アクアリゾート（水族館3施設）   | 〒236-0006<br>横浜市金沢区八景島        | 045-788-9632<br>0120-17-4848 | アクアリゾートパス<br>5割引                   | 同左<br>(1名) |
| 横浜市歴史博物館                           | 〒224-0003<br>横浜市都筑区中川中央1-18-1 | 045-912-7777<br>045-912-7781 | 無料                                 | 無料<br>(1名) |
| 県立保土ヶ谷公園<br>（テニスコート、プール等）          | 〒240-0017<br>横浜市保土ヶ谷区花見台4-2   | 045-331-5321<br>045-340-3901 | 駐車場減免あり                            |            |
| 県立地球市民かながわプラザ                      | 〒247-0007<br>横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1   | 045-896-2121<br>045-896-2299 | 無料<br>(常設展示室・駐車場のみ)                | 無料<br>(2名) |
| 障害者スポーツ文化センター<br>横浜ラポール            | 〒222-0035<br>横浜市港北区鳥山町1752    | 045-475-2001<br>045-475-2053 | 個人利用に限り無料<br>ボウリングは半額              | 無料<br>(2名) |
| 川崎市市民ミュージアム                        | 〒211-0052<br>川崎市中原区等々力1-2     | 044-754-4500<br>044-754-4533 | 無料                                 | 無料<br>(1名) |
| 神奈川県立近代美術館葉山                       | 〒240-0111<br>三浦郡葉山町一色2208-1   | 046-875-2800<br>046-875-2574 | 無料                                 | 無料<br>(1名) |
| 神奈川県立近代美術館鎌倉                       | 〒248-0005<br>鎌倉市雪ノ下2-1-53     | 0467-22-5000<br>0467-23-2464 | 無料                                 | 無料<br>(1名) |
| 神奈川県立近代美術館鎌倉別館                     | 〒248-0005<br>鎌倉市雪ノ下2-8-1      | 0467-22-7718<br>—            | 無料                                 | 無料<br>(1名) |
| 神奈川県立フラワーセンター<br>大船植物園             | 〒247-0072<br>鎌倉市岡本1018        | 0467-46-2188<br>0467-46-2486 | 無料(駐車場利用の際は駐車券と<br>手帳持参の上管理事務所へ手続) |            |
| 県立相模原公園<br>かながわグリーンハウス             | 〒252-0328<br>相模原市南区麻溝台1889    | 042-778-6816<br>042-778-6817 | 無料                                 | 無料<br>(1名) |
| 相模原市立相模川ふれあい科学館                    | 〒252-0243<br>相模原市中央区水郷田名1-5-1 | 042-762-2110<br>042-762-2668 | 無料                                 | 無料<br>(1名) |
| 相模原市立博物館                           | 〒252-0221<br>相模原市中央区高根3-1-15  | 042-750-8030<br>042-750-8061 | プラネタリウム、全天周映画観覧料<br>有料の特別展が無料      |            |
| 相模原麻溝公園<br>ふれあい動物広場ポニーの乗馬          | 〒252-0328<br>相模原市南区麻溝台2317-1  | 042-778-3900<br>—            | 無料<br>(小学生以下)                      | —          |
| 相模原市立市民健康文化センター                    | 〒252-0328<br>相模原市南区麻溝台1872-1  | 042-747-3776<br>042-747-3777 | 無料（プール・浴室利用に限る）                    |            |
| 相模原市立北市民健康文化センター<br>（さがみはら北の丘センター） | 〒252-0134<br>相模原市緑区下九沢2071-1  | 042-773-5570<br>042-773-1221 | 無料（プール・浴室利用に限る）                    |            |
| 新磯ふれあいセンター（浴室）                     | 〒252-0326<br>相模原市南区新戸2268-1   | 046-255-1311<br>046-255-1361 | 無料                                 |            |
| さがみはらグリーンプール                       | 〒252-0242<br>相模原市中央区横山5-11-1  | 042-758-3151<br>042-758-3127 | 無料                                 | 無料<br>(2名) |
| 銀河アリーナ（アイススケート場、<br>水泳プール、トレーニング室） | 〒252-0229<br>相模原市中央区弥栄3-1-6   | 042-776-5311<br>042-776-5353 | 無料                                 |            |
| 相模原市立鶴野森公園屋外水泳プール<br>（7/1～9/10のみ）  | 〒252-0301<br>相模原市南区鶴野森1-25-1  | 042-747-4641<br>—            | 無料                                 |            |
| 相模原市立総合体育館                         | 〒252-0328<br>相模原市南区麻溝台2284-1  | 042-748-1781<br>042-748-1747 | 無料                                 |            |
| 相模原市立北総合体育館                        | 〒252-0134<br>相模原市下九沢2368-1    | 042-763-7711<br>042-763-7712 | 無料                                 |            |
| 相模原市立けやき体育館                        | 〒252-0236<br>相模原市中央区富士見6-6-23 | 042-753-9030<br>042-769-1200 | 無料                                 |            |
| サン・エールさがみはら                        | 〒252-0131<br>相模原市緑区西橋本5-4-20  | 042-775-5665<br>042-775-5515 | 無料※個人利用<br>(卓球、トレーニング)の場合に限る       |            |
| いやしの湯・青根緑の休暇村                      | 〒252-0162<br>相模原市緑区青根844      | 042-787-2288<br>042-787-2118 | 3時間まで700円→400円<br>1日1000円→600円     | —          |

| 名 称                         | 所 在 地                       | 電話番号<br>F A X 番号             | 割引等の対象／内容                        |            |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------------------------|------------|
|                             |                             |                              | 本人（手帳取得者）                        | 介助者        |
| 藤野やまなみ温泉                    | 〒252-0186<br>相模原市緑区牧野4225-1 | 042-686-8073<br>042-686-8023 | 3時間まで600円→300円<br>1日900円→500円    | —          |
| 県立辻堂海浜公園<br>(ジャンボプール、交通展示館) | 〒251-0046<br>藤沢市辻堂西海岸3-2-1  | 0466-34-0011<br>0466-34-3733 | 無料                               | 無料<br>(1名) |
| 江の島岩屋                       | 〒251-0036<br>藤沢市江の島1丁目      | 0466-24-4141<br>(観光案内所)      | 無料                               | 無料<br>(1名) |
| 江の島サムエル・コッキング苑              | 〒251-0036<br>藤沢市江の島2-3-28   | 0466-23-0623<br>0466-23-0623 | 無料                               | 同左<br>(1名) |
| 江の島展望灯台                     | 〒251-0036<br>藤沢市江の島2-3-28   | 0466-23-2444<br>0466-23-2445 | 大人(中学生以上)150円<br>小人(小学生)80円      | 同左<br>(1名) |
| 新江ノ島水族館                     | 〒251-0035<br>藤沢市片瀬海岸2-19-1  | 0466-29-9960<br>0466-29-9972 | 3歳以上の障がい者手帳をお持ちの<br>ご本人と同伴者1名が半額 |            |
| 平塚市営湘南海岸公園プール<br>(夏季のみ)     | 〒254-0805<br>平塚市高浜台32-1     | 0463-24-5565<br>—            | 無料                               | 無料<br>(1名) |
| 厚木市ふれあいプラザ                  | 〒243-0807<br>厚木市金田1156      | 046-225-2081<br>046-225-6333 | 無料                               |            |
| 厚木市荻野運動公園プール                | 〒243-0202<br>厚木市中荻野1500     | 046-225-2689<br>046-242-6007 | 無料                               | 無料<br>(1名) |
| 厚木市子ども科学館                   | 〒243-0018<br>厚木市中町1-1-3 7F  | 046-221-4152<br>046-224-9666 | 無料                               |            |
| 大和市引地台温水プール                 | 〒242-0022<br>大和市柳橋4-5000    | 046-260-5757<br>046-262-7133 | 無料                               | 無料<br>(1名) |
| 神奈川県立生命の星・地球博物館             | 〒250-0031<br>小田原市入生田499     | 0465-21-1515<br>0465-23-8846 | 無料                               | 無料<br>(1名) |
| 小田原文学館                      | 〒250-0013<br>小田原市南町2-3-4    | 0465-22-9881<br>0465-22-9881 | 無料                               | 無料<br>(1名) |
| 小田原フラワーガーデン                 | 〒250-0055<br>小田原市久野3798-5   | 0465-34-2814<br>0465-34-0435 | 無料                               | 無料<br>(1名) |
| 小田原城天守閣                     | 〒250-0014<br>小田原市城内6-1      | 0465-23-1373<br>0465-22-0776 | 無料                               |            |
| 小田原城歴史見聞館                   | 〒250-0014<br>小田原市城内3-6-1    | 0465-22-5795<br>0465-22-0776 | 無料                               |            |
| 小田原市尊徳記念館                   | 〒250-0852<br>小田原市栢山2065-1   | 0465-36-2381<br>0465-37-7367 | 展示室観覧料が無料                        | 同左<br>(1名) |
| 足柄ふれあいの村                    | 〒250-0121<br>南足柄市広町1507     | 0465-72-2010<br>0465-72-2013 | 利用料金が免除<br>食事代等は実費               | 条件あり       |
| 三浦ふれあいの村                    | 〒238-0114<br>三浦市初声町和田3136   | 046-888-2100<br>046-888-2152 | 利用料金が免除<br>食事代等は実費               | 条件あり       |
| 城ヶ島大橋                       | 〒238-0232<br>三浦市三崎町城ヶ島      | 046-888-0588<br>046-882-0056 | 本人の運転は約半額                        | —          |
| 伊勢原市立子ども科学館                 | 〒259-1142<br>伊勢原市田中76       | 0463-92-3600<br>0463-92-3601 | 半額                               |            |
| 伊勢原市御所の入<br>「森のコテージ」        | 〒259-1101<br>伊勢原市日向1818     | 0463-96-5515<br>—            | 半額                               |            |
| いこいの村あしがら                   | 〒258-0012<br>大井町柳260        | 0465-82-2381<br>0465-82-2384 | 大人500円引<br>小人300円引               | —          |
| 清川村ふれあいセンター<br>「別所の湯」       | 〒243-0112<br>清川村煤ヶ谷1619     | 046-288-3900<br>046-288-3901 | 入館料のみ半額<br>村内在住者無料               | —          |
| 宮ヶ瀬湖遊覧船「みやがせ21」             | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4    | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 無料                               | —          |
| ロードトレイン「ミーヤ号」               | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4    | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 無料                               | —          |
| 宮ヶ瀬湖畔園地<br>「小中沢駐車場」         | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4    | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 普通車・軽自動車・二輪車駐車料金無料               |            |
| 宮ヶ瀬ダムインクライン                 | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4    | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 無料                               | —          |

| 名 称            | 所 在 地                     | 電話番号<br>F A X 番号             | 割引等の対象／内容                            |                |
|----------------|---------------------------|------------------------------|--------------------------------------|----------------|
|                |                           |                              | 本人（手帳取得者）                            | 介助者            |
| ロードトレイン「愛ちゃん号」 | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4  | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 無料                                   | —              |
| 愛川ふれあいの村       | 〒243-0307<br>愛川町半原3390    | 046-281-1611<br>046-281-3601 | 利用料金が免除<br>食事代等は実費                   | 条件あり           |
| 箱根関所           | 〒250-0521<br>箱根町箱根1       | 0460-83-6635<br>0460-83-6383 | 100円引き<br>団体の場合は申請による割引有             |                |
| 森のふれあい館        | 〒250-0521<br>箱根町箱根381-4   | 0460-83-6006<br>0460-83-6003 | 大人50円引き、小学生100円引き<br>団体利用は別途申請書あり    |                |
| 箱根湿生花園         | 〒250-0631<br>箱根町仙石原817    | 0460-84-7293<br>0460-84-6871 | 100円引き、団体利用<br>は別途申請書有               | 同左<br>(1名)     |
| 箱根彫刻の森美術館      | 〒250-0493<br>箱根町二平1121    | 0460-82-1161<br>0460-82-1169 | 一般1,000円、高校・大学生700円<br>小中学生500円      | 1,000円<br>(2名) |
| 箱根町立郷土資料館      | 〒250-0311<br>箱根町湯本266     | 0460-85-7601<br>0460-85-7200 | 一般100円、小中学生50円<br>団体20名以上は50円、小中学生無料 | 無料<br>(1名)     |
| 真鶴町立中川一政美術館    | 〒259-0201<br>真鶴町真鶴1178-1  | 0465-68-1128<br>0465-68-1126 | 観覧料が無料                               | 同左<br>(1名)     |
| 東京都葛西臨海水族園     | 〒134-8587<br>江戸川区臨海町6-2-3 | 03-3869-5152<br>03-3869-5155 | 無料                                   | 無料<br>(1名)     |
| 東京都夢の島熱帯植物館    | 〒136-0081<br>江東区夢の島3-2    | 03-3522-0281<br>03-3522-0283 | 無料                                   | 無料<br>(1名)     |
| 東京都江戸東京博物館     | 〒130-0015<br>墨田区横綱1-4-1   | 03-3626-9974<br>03-3626-9950 | 常設展、特別展ともに<br>無料                     | 無料<br>(2名)     |
| よみうりランド        | 〒206-8566<br>稲城市矢野口4015-1 | 046-966-1111<br>046-955-6303 | 入園料18歳以上1,000円<br>3歳～高校生 500円        | 同左<br>(1名)     |
| NHKスタジオパーク     | 〒150-8001<br>渋谷区神南2-2-1   | 03-3485-8034<br>03-3485-8204 | 無料                                   | 無料<br>(1名)     |

## 1 2 精神障害者保健福祉手帳で受けられるその他優遇制度



| 優遇される内容<br>サービス                              |                                    | 手帳の等級               |             |                                   | 申請の窓口等                                               |
|----------------------------------------------|------------------------------------|---------------------|-------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------|
|                                              |                                    | 1級                  | 2級          | 3級                                |                                                      |
| 税<br>制<br>上<br>の<br>優<br>遇<br>制<br>度         | 所得税の障がい者控除<br>(本人か家族が対象)           | 控除額<br>40万円         | 控除額<br>27万円 | 控除額<br>27万円                       | 税務署個人課税部門<br>※確定申告(給与所得者は年末調整)時に申告書に手帳所持の旨を記入するだけで良い |
|                                              | 所得税の配偶者控除・扶養控除の同居特別障がい者加算(同居家族が対象) | 追加控除額<br>35万円       | —           | —                                 |                                                      |
|                                              | 350万円以下の預貯金等の利子所得の非課税              | ○                   | ○           | ○                                 | 銀行<br>ゆうちょ銀行<br>証券会社 など                              |
|                                              | 市民税の障がい者控除(本人又は家族が対象)              | 控除額<br>30万円         | 控除額<br>26万円 | 控除額<br>26万円                       | 市民税課<br>※給与所得者は年末調整で、その他の人は確定申告をすれば自動的に市民税課で控除       |
|                                              | 市民税の同居特別配偶者控除・扶養控除(同居家族が対象)        | 控除額56万円<br>扶養控除61万円 | —           | —                                 |                                                      |
|                                              | 市民税の非課税(本人の前年度の所得が135万円以下の場合)      | ○                   | ○           | ○                                 | 市民税課<br>☎ 046-235-8594                               |
|                                              | 相続税の障がい者控除                         | ○                   | ○           | ○                                 | 税務署資産税部門                                             |
| 贈与税の非課税                                      | ○                                  | —                   | —           | 信託銀行を経て、税務署資産税部門                  |                                                      |
| 生活保護の障がい者加算(生活保護受給者で、初診から1年6か月を経過している場合のみ)   | ○                                  | ○                   | —           | 生活支援課<br>☎ 046-235-4821           |                                                      |
| 市営住宅への優先入居<br>※毎年6月1日に、広報やホームページで入居者募集を行います。 | ○                                  | ○                   | —           | 住宅まちづくり課<br>☎ 046-235-9606        |                                                      |
| 市営住宅家賃の減免又は執行猶予                              | ○                                  | —                   | —           | 住宅まちづくり課<br>☎ 046-235-9606        |                                                      |
| 県営住宅への入居当選率の優遇当選率が新築で5倍、空き家で3倍になる            | ○                                  | ○                   | —           | (社)かながわ土地建物保全協会<br>☎ 045-201-3673 |                                                      |
| 県営住宅家賃の減免(所得制限あり)                            | ○                                  | ○                   | —           | (社)かながわ土地建物保全協会<br>☎ 045-201-3932 |                                                      |





② **共同生活援助（グループホーム）**

| 名 称                      | 電 話          | 所 在 地                                |
|--------------------------|--------------|--------------------------------------|
| ソーシャルインクルーホーム<br>海老名杉久保北 | 046-259-6802 | 〒243-0410<br>海老名市杉久保北1-11-25         |
| ソーシャルインクルーホーム<br>海老名上今泉  | 046-235-7031 | 〒243-0431<br>海老名市上今泉1-10-29          |
| グループホームさがみの<br>(女性専用)    | 046-262-1891 | 〒243-0401<br>海老名市東柏ケ谷<br>1-14-23-2   |
| らしく海老名                   | 046-206-7428 | 〒243-0424<br>海老名市東柏ケ谷<br>2-26-15-103 |
| ともがき海老名                  | 046-292-1271 | 〒243-0424<br>海老名市社家3-20-7<br>清有ビル3F  |
| にじのはし                    | 046-244-4255 | 〒243-0422<br>海老名市中新田2-22-6           |
| 福祉事業所ユメノワ                | 046-204-4983 | 〒243-0401<br>海老名市東柏ケ谷4-7-38          |
| Ohana グループホーム            | 046-238-6539 | 〒243-0410<br>海老名市杉久保北5-11-5          |
| 青空ハウス                    | 046-200-8360 | 〒243-0434<br>海老名市上郷3-7-71            |

③ **就 労 継 続 支 援 ・ 就 労 移 行 支 援 事 業 所**

| 名 称                                                  | 電 話           | 所 在 地                                                |
|------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------|
| ① ライブフードサポート++<br>(就労継続支援 A 型事業所)<br>(就労継続支援 B 型事業所) | 046-204-6898  | 〒243-0401<br>海老名市東柏ケ谷 1-6-12                         |
| ② リーブル<br>(就労継続支援 A 型事業所)                            | 046-204-9583  | 〒243-0432<br>海老名市中央 3-5-5<br>三幸中央ビル 2 F              |
| ③ 県央ダイニングセンター<br>(就労継続支援 A 型事業所)                     | 046-204-4661  | 〒243-0437<br>海老名市泉 1-14-17                           |
| ④ 如庵<br>(就労継続支援 A 型事業所)                              | 046-219-1699  | 〒243-0426<br>海老名市門沢橋 3-6-21                          |
| ⑤ ともに<br>(就労継続支援 A 型事業所)                             | 046-237-3065  | 〒243-0427<br>海老名市杉久保南 1-7-16                         |
| ⑥ エアリアル<br>(就労継続支援 B 型事業所)                           | 046-233-2320  | 〒243-0406<br>海老名市国分北 1-8-24                          |
| ⑦ 第二デイサービスセンター<br>(通称：かっぱ堂)<br>(就労継続支援 B 型事業所)       | 046-233-0333  | 〒243-0403<br>海老名市望地 2-24-1                           |
| ⑧ はあとすまいる<br>(就労継続支援 B 型事業所)                         | 046-232-8810  | 〒243-0423<br>海老名市今里 2-16-1<br>エスポワール 101・301         |
| ⑨ ナチュラルサポート海老名<br>(就労継続支援 B 型事業所)                    | 046-236-0071  | 〒243-0419<br>海老名市大谷北 4-2-3                           |
| ⑩ りんく風の風<br>(就労継続支援 B 型事業所)                          | 046-200-7450  | 〒243-0427<br>海老名市杉久保南 1-1-7                          |
| ⑪ アシスト<br>(就労継続支援 B 型事業所)<br>(就労移行支援事業所)             | 046-240-1802  | 〒243-0427<br>海老名市杉久保南 1-7-25                         |
| ⑫ シェーン海老名<br>(就労継続支援 B 型事業所)                         | 046-240-8546  | 〒243-0432<br>海老名市中央 3-2-20<br>E B I N A センtralビル 2-A |
| ⑬ はやぶさ<br>(就労継続支援 B 型事業所)                            | 046-280-4322  | 〒243-0431<br>海老名市上今泉 1-20-22<br>ナイスアーバン海老名 103号      |
| ⑭ 庭と森<br>(就労継続支援 B 型事業所)                             | 080-7015-8338 | 〒243-0401<br>海老名市東柏ケ谷 5-18-19<br>海老名三柴ビル 2 F         |
| ⑮ ファミリー B 型作業所海老名<br>(就労継続支援 B 型事業所)                 | 070-1597-2946 | 〒243-0423<br>海老名市今里 2-16-1<br>エスポワール 102             |

| 名 称                                         | 電 話          | 所 在 地                                      |
|---------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------|
| ⑩ プラーナ海老名<br>(就労移行支援事業所)                    | 046-259-6138 | 〒243-0432<br>海老名市中央3-2-20                  |
| ⑪ アビリティーズジャスコ<br>(就労移行支援事業所)                | 046-244-6150 | 〒243-0432<br>海老名市中央3-2-5<br>ダイエー海老名店2F     |
| ⑫ LTIALIICO ワークス海老名<br>(就労移行支援事業所)          | 046-236-1600 | 〒243-0432<br>海老名市中央3-1-5 4F                |
| ⑬ ディーキャリア海老名オフィス<br>(就労移行支援事業所)             | 046-240-1002 | 〒243-0432<br>海老名市中央2-1-16<br>センチュリー八芳2FD号室 |
| ⑭ ディーキャリアITエキスパート<br>海老名オフィス<br>(就労移行支援事業所) | 046-204-8920 | 〒243-0432<br>海老名市中央2-9-1<br>スタービレ海老名201    |
| ⑮ ライフエールえびな<br>(就労移行支援事業所)                  | 046-231-5631 | 〒243-0432<br>海老名市中央2-9-50<br>海老名プライムタワー9F  |

※施設通所交通費の助成については、27ページをご覧ください。

発行 海 老 名 市

編集 海老名市保健福祉部障がい福祉課

〒 243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

電話 046-235-4812・4813 (直通)

FAX 046-233-5731 (直通)

発行年月 令和6年4月 (印刷：令和6年4月)